令和7年度城東区教育関係事業一覧

資料２

番号	分　類	事　業　名	事　業　概　要	対　象
1	いじめ対策	いじめ撲滅宣言	区としていじめ対策の取り組みや情報発信を行うことで、児童生徒・教職員のみならず家庭や地域全体で「いじめ撲滅」の意識を高めることを目的に実施。	小・中
2	いじめ対策	「中学生サミット～いじめについて考える～」（第5回）	いじめについて中学生が主体的に考えて議論し、その成果を生徒会活動等に活かしていくことや、同取組みについて周知し、地域や保護者と共有することにより、区全体でいじめ撲滅を推進していくことを目的に開催。	中
3	いじめ対策 不登校支援	いじめ・不登校連絡専用窓口 **※資料７**	城東区において、早期発見・早期対応の一助を担うため、学校以外の連絡窓口として保健福祉課子育て教育担当内に設置。 当事者や家族、第三者の方から寄せられた情報については、本人の了解が得られた場合に限り学校にフィードバックする。	小・中
4	不登校支援	不登校児童生徒支援事業 「JOTOふらっと教室」	不登校児童生徒を対象とした、心理的支援と学習支援。民間事業者への委託で、学校外の居場所２会場への通所や通所も難しい場合には、家庭訪問を実施。令和6年度より、中学校SSRも居場所として学習支援等を行い、学習習慣の定着や社会的自立をめざす。	小・中
5	不登校支援	学校内における不登校 児童生徒の居場所づくり （スクールサポートルーム整備） **※資料３**	登校はできるが教室に入れない、集団生活に馴染めない児童生徒が過ごすための居場所として。学校内の使用していない教室等を心理的負担の軽減が図れる空間に整備する。全中学校に整備完了、運用開始。 令和5年度に小学校1校をモデル校として整備し、令和6年度に15小学校に拡充整備。令和7年度に不足する備品等を整備（最終年）。	小・中
6	不登校支援	こどもの登校・学習支援事業 （R6新規）	不登校傾向や別室であれば登校が可能な児童に対し、小学校に定期的に「こども支援員」（民間事業者への委託により配置）を派遣し、登校支援や学校内での学習等を支援する。子どもの状況により家庭訪問や学校以外の場所での支援など柔軟な対応を行い、学校と連携しながら、不登校の未然防止や長期化を防ぎ、学習習慣の定着、社会的自立をめざす。	おもに小
7	学力向上	小中学生夜間学習会事業 「JOTO塾」	区との協定締結事業者が運営する学習塾。塾代助成カード利用により受講可能で、２箇所の会場とオンラインの受講形式で実施。令和5年度より対象学年を小学生に拡充し、小学5年生～中学3年生を受講対象としている。	小・中
8	キャリア教育	キャリア教育プラットホーム	キャリア教育の取組みにかかる職場見学や職業体験、特別授業にかかる講師の派遣などについて、区より企業や団体等へ協力を依頼、確保し、学校へ情報を提供。	小・中
9	ヤングケアラー	ヤングケアラー連絡窓口 **※資料７・８**	ヤングケアラーの早期発見・早期対応を目的とし、保健福祉課子育て教育担当内に設置。相談等が寄せられた場合は、関係機関と連携して必要な対策を行う。	小・中 高
10	働き方改革 いじめ不登校対策	城東区スクールロイヤー事業 **※資料５・６**	学校現場では価値観やニーズの多様化、複雑化によってさまざまなトラブルが発生し、教職員の精神的な負担が高まっていることから、弁護士とのダイレクト相談・支援システムによりトラブルの防止、早期解決を図る。 またトラブルの未然防止のため、教員向け研修や児童生徒への出前授業の講師として弁護士（スクールロイヤー）派遣。	小・中
11	働き方改革	城東区教職員人材バンク **※資料４**	教員やサポーター等の欠員補充を早期に行うため、区内市立小中学校での勤務希望者を募集登録し、各学校に登録情報提供するシステム。欠員補充に適する人材があれば、学校からの依頼により連絡先等を提供し、学校での面接等により採否を決定する。	小・中
12	不登校対策 こどもの貧困対策	こどもサポートネット	課題を抱えた子どもや子育て世帯を学校において発見し、学校園と区役所が連携して保健福祉の支援制度や地域資源等の適切な支援につなぎ、子どもと子育て世帯を社会全体で総合的に支援する仕組み。	小・中

（参考）

令和７年度城東区子育て支援関係事業一覧

番号	事　業　名	事　業　概　要	対　象
1	区児童虐待相談・通告対応	子ども本人や虐待を行っている保護者・親族からの虐待相談、また近隣知人や関係機関から、疑いを含めた通告等に対応し、子どもの安全確認を行うとともに、支援方針を検討し、継続的な相談対応や関係機関につなぐ。城東区虐待相談・通告電話　6930-9068	0～18歳
2	区要保護児童対策地域協議会 （要対協）	虐待を受けた子ども等保護者に監護させることが不適当である児童（要保護児童）や保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要支援児童）、出産後の養育について支援を行うことが必要と認められる妊婦（特定妊婦）を対象として関係機関が情報交換し、支援方針を検討する。	0～18歳
3	専門職員による子ども家庭相談	・家庭児童相談室（0～18歳）：子育て不安や子どもに関する悩みに対応 ・保育・子育てコンシェルジュ（就学前）：保育施設入所等の子育て支援サービスにかかる相談 ・児童虐待や子育て相談への対応（保育士、保健師等）	0～18歳
4	プレパパのための わくわく育児体験イベント	初めての育児となるプレパパ・プレママを対象に、沐浴体験や着替え・抱っこ体験、妊婦ジャケット体験や区内子育て支援情報の提供、絵本の紹介など育児体験のイメージを持てるよう応援。（R6は12クール開催予定、1クール10組）	妊産婦とその家族
5	0歳児家庭見守り支援事業	月1回程度支援員（保育士資格）が家庭訪問し、育児に関する相談や身体計測などによる発育状況の確認などを行うとともに、子育て支援サービス情報を提供する。	3か月～1歳6か月
6	4歳児訪問事業	保健師が4歳児を対象に、家庭や保育施設等へ訪問し、健康教育と絵本の配布、生活習慣などでの相談に対応。	4歳児 （当該年度4/1時点で4歳）
7	子育て支援情報発信事業 子育て支援連絡会	・『わくわく城東』（月1回発行）：子育て支援施設のイベント情報等の掲載 ・子育て応援マップ（年1回発行）：保育施設や子育て支援施設、小児科のある病院等を掲載 ・大阪市ホームページ、広報誌での情報発信、大阪市公式LINEよる情報配信 ・子育てサロン、つどいの広場、子ども・子育てプラザ等区内の施設による連絡会を隔月で開催	子育て中の方 地域住民
8	子育て支援イベントの開催	・わくわく子育てフェスティバル（第21回）：16地域の子育てサロン、子育て支援施設や関係機関で構成する実行委員会によるイベント。遊び・体験コーナー、ステージプログラム、情報発信など	子育て中の方 地域住民
9	その他子育て支援、ひとり親支援等にかかる申請受付	・児童手当、こども医療証、児童扶養手当、ひとり親医療証等の申請、発行 ・保育施設利用申請受付、認定、利用調整 ・DV相談、ひとり親家庭相談（就労、貸付等）	0～18歳 制度により22歳までの子どもも適用